



金融取

2009年11月20日

各位

株式会社東京金融取引所

「くりっく365」マーケットメイカーの提示レートに係る新措置（受付制限）

1. 現状

(1) 「くりっく365」市場では、マーケットメイカーは市場実勢に沿って誠実にレートを提示するという義務を負っており、それを前提として取引システムが構築されています（各マーケットメイカーは本取引所にその旨の誓約書を差入れています）。従って、今回のマーケットメイカー1社（コメルツ銀行）による異常レート提示のような事象は、システム構築にあたって想定外のものでありました。

(2) 上記(1)の前提のもと、取引所システムは次の機能を備えております。

①マーケットメイカーからの提示レート及び投資家からの注文について、錯誤又は誤入力防止する為、一定幅を超えるマーケットメイカーからの「高い買レート及び安い売レート」並びに投資家からの「高い買注文及び安い売注文」の受付を制限する機能を設けています。

一方、マーケットメイカーによる「安い買レート及び高い売レート」については、マーケットメイカーが市場実勢に沿ってレート提示をするという前提のもと、流動性確保の観点から、受付を制限する機能を導入しておりません。

また、投資家の「安い買注文及び高い売注文」についても、投資家保護の観点からチェックする必要が無い為、受付を制限する機能を装備しておりません。

②マーケットメイカーの提示レートについては、①に加え、さらに狭い幅でチェックを実施しており、実勢とかけ離れたレートが市場に提示される事がないよう、当該マーケットメイカーの直前提示レートから予め設定してある乖離幅以上のレートを拒絶するシステムチェック機能を備えています（この乖離幅は①の制限より相当狭いものとなっています）。

即ち、直前提示レートから乖離したレートが提示された場合には、市場実勢に沿ったレートを提示するよう、一定回数拒絶する機能です。

当該マーケットメイカーについては、直前提示レートから0.3%以上の乖離が発生した場合には、30回提示レートを拒絶する設定となっていました。しかしながら、今回の南アフリカランド/日本円取引については、緊急スプレッドを適用しキャンセルメッセージを出した結果、極めて乖離したレートが提示されました。

(3) さらに、市場監視担当者が24時間体制で目視によるレート監視を行っており、異常なレートが提示された場合には、速やかにマーケットメイカーに問合せを実施し、正当な根拠がないと判断される場合は、レート提示を停止する扱いとしております。

しかしながら、今回の南アフリカランド/日本円取引においては、当該マーケットメイカーによって取引終了間際に異常なレート提示がされたため、監視担当者がレート提示を停止することは不可能でありました。

2. 新措置

(1) 上記事象の発生に鑑み、マーケットメイカーに対してのみ、1.(2)①の機能に加えて、一定幅を超える「安い買レート及び高い売レート」をシステム的に制限する新措置を、11月23日(月)取引より導入することとしました。

(2) 本措置の導入の結果、マーケットメイカーの錯誤でも、不適切なレート提示でもなく、市場環境の急変を反映した市場実勢であったとしても、直前の相場から大きく動いた場合において、極めて稀ではあると思われませんが、レート提示がなされない状況が発生する可能性がありますことをご理解願います。

(3) 当該マーケットメイカーに対しては、

①11月10日(火)より、当該マーケットメイカーに対する特別の臨時考査を実施し、真相の究明を進めております。

②上記考査等による実態の解明と当該マーケットメイカーによる適切な対応策の実施が確認されるまで、レートの提示を全て停止しております。

以上

【補足説明】

10月30日付の南アフリカランド／日本円取引にかかる事後措置について

1. 約定取消措置の不適用

(1)市場で一旦成立した取引の価格修正をするという約定取消措置は、元の約定を取消した上で、新たな価格で取引を発生させる処理となります(いわゆるバストと称する)。

(2)金融取では、取引所システム障害時において誤って約定した取引についてのみ、多数の取引利害関係者の不測の影響を回復するために、約定取消(バスト)を行う制度を導入しており、その旨を取引関係者にも周知しています。

システム障害に起因しないその他の場合は、取引の安定性等を重視し、約定取消措置は適用しません。

(3)本件のように、取引所システム障害に起因しないものについては、

①MMは市場実勢に沿って誠実にレート提示を行なうという大前提があり、MMが錯誤でもなく、異常なレートを取引所システムの二重の防止機能を通して提示するという事は、想定していないこと、

②多数の取引関係者が利用するシステム取引において、システム障害でないにもかかわらず、一旦約定が成立した取引を過去に遡って取消することについては、取消を発動する客観的基準を定めることが困難であること、取消後に成立した取引に不測の悪影響を生ぜしめ多くの利害関係者に不測の混乱を招くこと、及び取引の安定性を保持出来ないこと、等から、約定取消(バスト)の対象とはしていません。

2. 特例的回復措置

(1)今回の措置は、上記1.の通り、約定取消措置には該当しないため、事後に特例的に講じた回復措置であり、これは、公的取引所として、取引の公正確保及び投資家保護の観点から、取引所の権限と責任において、影響を被った投資家を回復するために行なったものです。

(2)本措置については、本事案発生直後の11月2日(月)から直ちに、着手・調整を始めましたが、その決定には、

①まず、対象取引範囲の確定及び回復対象者の把握が必要であること、

②回復措置の反対取引者となる当該マーケットメイカーと調整することが必要であったこと、等により相応の時間を要しました。